

P T A 役員選挙細則

第 1 条 選挙管理委員会

藤ノ森小学校 P T A 規約第 5 条第 5 項の定めるところにより、役員選挙に関し選挙管理委員会（以下、「委員会」と略す）を設け、選挙管理事務所を藤ノ森小学校内におく。

1. 構成と任務

- 1 委員会は選挙管理委員（以下、「管理委員」と略す）によって構成する。管理委員の任期は選出された年度内とする。
- 2 P T A 会長（以下、「会長」と略す）は実行委員会の承認を経て管理委員若干名を任命し速やかにその氏名を会員に報告する。
- 3 管理委員は委員長を互選する。
- 4 委員会は役員選挙に関する事務を処理する。
ただし、内容により、その事務の一部または全部を役員会に委託することができる。
- 5 委員会は候補者の届出期間ならびに選挙の日を告示する。
- 6 委員会は候補者の資格を審査する。
- 7 委員会は投票の有効、無効を決定する。
- 8 委員会は当選者の確認をし、発表する。

2. 事前の事務

- 1 候補者の受付
- 2 候補者の発表
委員会は選挙の 5 日前までに全候補者の氏名、本細則第 3 条に定める候補の種別を明示し、会員に発表する。
- 3 管理委員は役員になることはできない。

第 2 条 推薦委員会

役員の選出に関し推薦委員会を設ける。

1. 構成と任務

- 1 推荐委員会は前条第 1 項第 8 号による当選者の発表をもって解散する。
- 2 推荐委員は、会長が会長を除く役員より若干名、ならびに実行委員会各委員会より各 1 名以上を選出し、校長が教職員より 3 名をそれぞれ選出して、会長は速やかにその氏名を会員に発表する。
- 3 推荐委員は正副委員長を互選する。ただし、教職員は正副委員長に就くことはできない。
- 4 推荐委員会は教職員を除く会員中より役種に定数の役員候補者および会計監査委の推薦を決定し、各被推薦者の同意を得て、委員会に届け出る。

第 3 条 候補者の種別と届出

役員の候補者は次の二種とし、いずれも委員会が定める日までに必要事項を記して委員会に届け出なければならない。

1. **推薦候補者** 推薦委員会の推薦したもので推薦委員会が届け出る。

2. **立候補者** 自ら立候補したもので本人が届け出る。

第 4 条 選挙の順序

1. 全候補者の氏名を、投票を行う総会会場に掲示する。

2. 投票は役種別、連記、無記名の直接投票で行う。ただし、候補者が定数の場合は信任投票とする。

第 5 条 細則改正

この細則は規約に反しない限り、役員会および実行委員会の十分な審議を経て、実行委員会の出席会員数 2/3 以上の賛成により改廃することができる。内容はその都度会員に報告する。

附 則

この細則は、平成 16 年 5 月 7 日より実施する。

附 則

この細則は、令和 6 年 3 月 5 日 改正、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。